

令和5年5月9日

関係者各位

社会福祉法人熊本市社会福祉協会
熊 本 乳 児 院
会 長 甲 斐 國 英
<公印省略>

熊本乳児院における被措置児童への虐待調査結果及び勧告について

平素より格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

熊本乳児院利用のお子様、保護者様、関係機関様、市民の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことを法人・施設として心よりお詫び申し上げます。今後、改善勧告を真摯に受け止め一層の改善に取り組む所存です。そして二度とこのような事が起こらないよう努めて参ります。

この度、熊本市様より令和5年5月8日付で児童福祉法第46条第3項の規定に基づく勧告を頂きました。認定された概要は以下のとおりです。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 身体的虐待 | 5件 |
| (2) 心理的虐待 | 4件 |
| (3) 不適切な行為 | 24件 |
| (4) 虐待及び不適切な行為にあたらぬ | 10件 |
| (5) 判断不能 | 6件 |

以上の認定から次の勧告が出されました。

- 1 被措置児童等虐待等の再発防止に資する取組
 - (1) 被措置児童等虐待等が生じた要因の特定
 - (2) 上記(1)の要因を踏まえた、施設や法人における組織・システムの見直し
 - (3) 全職員に対する研修の実施
 - (4) 「子どもの権利擁護委員会」における取組について評価
- 2 養育の質を図る取組
- 3 施設運営の適正化を図る取組

略儀ながら、書面にて皆様にご報告申し上げます。

敬 具